

「企業法務等の位置付け」について（再補足版）

## 1 司法制度改革審議会意見書（ の第 3 の 8 ）の内容

企業法務等の位置付けについて検討し、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備を行うべきである。

（以下略）

隣接法律専門職種の活用等の検討と関連して、企業法務等の位置付け、特任検事（検察庁法第 18 条第 3 項に基づき任命された検事）、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用、行政訴訟の指定代理人制度についても更に検討すべきである。少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備や、特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。

## 2 背景事情

弁護士の社会において  
果たすべき役割の増大

弁護士の数等に  
限りのある現状

利用者の視点から、司法試験合格後、司法修習は終了していないものの、社会のさまざまな分野・場面で法律に関する実務経験を経て、高度な専門的能力を備えた者についても、一定の要件の下で弁護士となる資格を与えることなどの方法でその専門性を活用し、今後弁護士に期待される社会の隅々に法の支配の理念を浸透させるための活動を、より充実したものにしていく必要があるのではないか。

### 3 検討すべき課題（再補足版）

「司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備」（司法制度改革審議会意見書）

「民間等における一定の実務経験」の内容としてどのようなものが考えられるか。

検討の対象として考えられるもの（例）

- ・ 企業法務（司法制度改革審議会意見書 の第3の8）
- ・ 国会議員（司法制度改革審議会第60回議事録参照）
- ・ 地方議会議員
- ・ 公務員（公務員制度等改革推進室提出資料参照） 等

なお、対象となる実務経験については、社会的に活用を図るべき高度の専門性を有すると客観的に評価することが可能なものである必要があるのではないか。

付与する「法曹資格」の内容をどのように考えるか。  
弁護士となる資格と考えることはどうか。

当該実務経験を、法曹資格の付与に当たって、どのように評価するか。

検討の対象として考えられる業務のうちには、現行弁護士法第五条第二号に掲げられている業務に比して、定型的な評価が難しいものもあるが、これらについて法曹資格を付与するについては、以下のような点について検討する必要があるのではないか。

- ポストというよりも、業務の内容に着目すべきではないか。  
企業法務。。。 （例）裁判手続関係、契約関係等  
公務員。。。 （例）裁判手続関係、立案関係等
- 経験年数は「5年」では必ずしも十分ではないのではないか。  
業務の内容や判定、研修などの補完的措置の議論とも関連するが、例えば「10年程度」（7、8～10年）ということが考えられないか。

なお、経験年数の通算についても、検討する必要があるのではないか。

- 経験年数の要件だけでは、弁護士としての業務を行うのに必要な実務能力の担保として必ずしも十分ではないのではないか。  
例えば研修などさらに何らかの条件が必要ではないか。  
その場合、研修などの内容、実施主体、期間等についてはどう考えるか。

(例) 内容、期間等の大要は、「国」が定める(例えば民事弁護、刑事弁護など裁判実務)。

実施主体は、適切な機関(例えば日本弁護士連合会など)とする。

- 個々人ごとに法曹資格付与のための具体的条件を満たしているか否かについて判定すべきではないか。  
その場合の判定は、国家資格の付与の前提として、一定の法律上の要件を満たしているか否かについて行うものであり、公正性を担保する観点からも、「国」が行うべきではないか。

なお、すでに現行弁護士法第5条第2号に掲げられている者と同様の定型的な評価が可能と考えられるものについては、上記4点について、他と異なる扱いをする考え方もありうるのではないか。

## 【参考】弁護士法

(弁護士の資格)

第四条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

(弁護士の資格の特例)

第五条 左に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四条第三十六号又は第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた者。
- 三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。
- 四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。